

# 夏季一時金集団交渉 昨年実績以上を強調



2018.7.9  
NO.621号  
全港湾関西地方  
阪神支部  
大阪市港区築港  
1-12-27  
☎06-6574-8424  
☎078-303-0800  
全港湾は一人  
でも入れます

**第一回夏季一時金交渉 (要求提出)**

一要求の説明があり、昨年実績以上の回答を出すことを強く求めて各店社に要求書を提出しました。

最後に対角線交渉にスムーズに移行するため各企業に分会との誠意ある交渉を求め、第一回夏季一時金交渉を終えていきました。

**第二回夏季一時金交渉 (回答指定日)**

その後、畠山委員長より18春闘の育児介護休業制度の小委員会での話し合われている事については、19春闘までには終わらせたい旨を話され、一時金の関係は数社を残して対角線交渉に移行

6月5日に大阪港湾労働者福祉センターにて第一回夏季一時金交渉が行われました。

6月21日、大阪港湾労働者福祉センターにて、夏季

冒頭、畠山委員長より情勢報告がされ、働き方改革による過労死促進への危惧、ドライバーの睡眠不足について確認点呼が行われるようになることについて話されました。



集団統一交渉に臨む組合員

**「拡大分会代表者会議 春闘・一時金総括」**  
日時：7月23日(月) 13時30分開始  
場所：大阪港湾労働者福祉センター

はしたが、次回7月9日までは、更に上積み・労働条件の向上を求めました。河野書記長より、各協定書に記載する数字はプラス部分を含め、正確な内訳を記載して提出するよう注意喚起し、第二回支部統一集団交渉を終えました。



こんな漫才を聞いた。「日本はね、民主主義の国じゃないの」「えっ」「民主主義じゃなく

## 回答金額(6月21日時点)

大新運送	460,000円+
日本コンテナ輸送	290,000円
菱倉運輸	1.9ヶ月
日本高速輸送	382,533円
神港コンテナ輸送	545,667円
日本運送	160,000円
共栄運送	200,000円
三郵海陸運輸	120,000円+
三信運輸	475,000円
神陸コンテナ輸送	180,000円+
大洋運輸	23万円+一律3万円
サン・トランスポート	388,765円
神崎運輸	423,182円
五洋港運	400,000円+
内外フォーディング	401,770円+
天神運輸倉庫	499,714円
神戸フェリーセンター	311,000円
レックス	1.1ヶ月
日章トランス	298,034円
阪神コンテナビジネス	396,800円
国際コンテナ輸送	300,000円+
三協運輸	1.6ヶ月
日本郵便輸送	191,000円
オーエスティ物流	2.15ヶ月
別府ポートサービス	一律390,000円
後藤回漕店	179,760円
シンケン	一律645,000円
川崎コンテナ運輸	497,887円
ジャパンエクスプレス	100,000円+
鶴丸運輸	1.9ヶ月
大阪シティフレイト	175,000円+
浪花建設運輸	235,000円+
大阪平岩運輸	一律180,000円
谷井運輸	200,000円+
阪神高速トール神戸	350,000円+
大阪海運	1.9ヶ月
日興サービス	300,000円+
大日産業	314,321円+
名阪船舶	345,355円+
	386,250円

だが理事長は根拠を示さず「記憶にも記録にもない」。漫才ではないが、何もなかったとだけ言いたかったのだから、星新一作の「おいでてこい」を思い出す。底なしの穴に人々はやつかしい物や書類を放り込む。やがて空から、最初に投げ込んだ石ころが1個、そのうちドサツと落ちる。森友と加計問題で、暗い穴に放り込まれた事柄がどれくらいあったか。世論調査を見ても、国民のモチベーションから消えない。加計さん、国会喚問や記者会見に心当たりか。何もなかったでは済まない。

# 第30期支部労働学校 働き方改革NO!

## 8時間働けば普通に暮らせる社会の実現へ



講師の清水ただしさん

その中でも長時間労働の問題について、日本は労働時間を「原則1日8時間、週40時間」と定めていますが、ところが、労使が労働基準法36条に基づき「36（サブロク）協定」を結び、さらに特別条項を設ければ残業は事実上の青天井となつていきます。長時間労働は未払い残業代と過労死につながり社会の問題となつており、この法案では時間外労働の上限規制を導入するなど一定の評価はできると思います。しかし、毎月100時間、月平均80時間を容認され、過労死ラインを超える状態であり、厚生労働省が発表した2017年版の「過労死等防止対策白書」では2016年度に認定された過労死・過労自殺（未遂を含む）の件数は191件でした。内訳は、脳

まず初めに、現在の国会情勢と安倍政権の問題点を分かりやすく説明して頂き、大変興味深く感じました。森友学園と加計学園の疑惑は官僚による虚偽答弁、公文書改ざん、政治家と官僚の責任不問など、まったく国民が理解できない政府の対応ばかりでした。続いて本題である「働き方改革」について話され、非正規雇用の処遇の改善長時間労働の是正 それ

・心臓疾患による死亡が107件、精神障害による自殺（未遂を含む）が84件とされています。電通の新人社員が過労自殺した後でもまだこれだけの過労死・過労自殺が起きているのです。

衆議院の審議で議論は尽くされていないので、今後は少しでも立場の弱い労働者側が報われる法案になるように参議院で審議して頂きたいと思っています。

労働者にとって8時間働けば普通に暮らす事ができる環境を整備して頂けるよう労働組合としても組織を強化・拡大し、声を大きくしていく必要があると感じました。国会情勢とでたらめすぎる働き方改革の2点を中心にとっても勉強になる講演でした。

執行委員 菅沼 裕介



労働組合が団結して暮らしやすい社会にしよう

# 第21回全国青年対策交流会議 全国の青年層に繋がり

6月23日から25日にかけて第21回全国青年対策交流会議が豊橋シーパレスで開催され、各地方から44名が参加しました。

1日目の冒頭、鈴木勝也中央執行委員の青年部時代の活動に触れながら自己紹介され、「短い期間ではありませんがたくさん学習し、全国の仲間と交流してください」と挨拶されました。各地方活動報告では青年部独自の活動として辺野古キャンプシューワプ座り込み等、各支部様々な活動に取り組んでいることが報告されました。

2日目は「日本国憲法を読んだことがありますか？」と題し、鈴木誠一中央副委員長からの講義がありました。鈴木副委員長は日本国憲法の全文を詳しく紹介され、全港灣創設から現在に至る歴史を説明され、最後に「医者や弁護士にも思想がある。常に患者、相談者の味方とは限らない。私たち労働組合も組織を作っていくのは人であり、人によって良くも悪くも変わってくる。それを理解してほしい」と力説されました。その後、5つの班に分かれ「青年部の在り方、今

後の活動」「全国青年部創設について」の2つのテーマを中心に分散会が行われました。

3日目は松本中央執行委員長から挨拶があり、「なぜ歴史を学ぶか」と参加者に問いかけ、「歴史を学ぶ理由は今後何かに挑戦するときに失敗しないためである」と説明されました。また、派遣労働、働き方改革の問題にも触れ、「良心的なメディアの報道もあるが一部政権寄りの報道をするメディアも存在する。そういう物に私たちは騙されてはいけない」と呼びかけました。

分散会の発表では「今回の全国青対会議の内容をピラにして地元の青年層に伝える」「組合離れの対策としては職場でのコミュニケーション



分散会でテーマについて議論

1セッション、組合の交流会に参加してもらい活動内容を知ってもらおう」「今の段階で全国青年部を作る必要はないと思うが青年部のある各地方、支部で統一したテーマで学習会を行い、その結果をグループライン等を活用し、意見交換する。そういった活動が全国青年部創設につながるのではな

いか」等々の報告がありました。その後、年間スローガン発表が行われ、「時代を担う仲間と共に」度々な

# トトラック・海コン部会 組織拡大宣伝行動

6月4日、阪神支部トトラック・海コン部会による組織拡大宣伝行動を執行部15名で行いました。

午前中には大阪・神戸港頭地区周辺を宣伝カーによる流し宣伝を行い、午後からは、六甲C13・C14前を中心にマイクを使用し

て、海コン業界における現状や、安全性を軽視し生産性向上を掲げる国の施策の問題点を指摘すると共に、労働者あるいは中小企業保護の視点で阪神支部の運動と成果を訴えました。



六甲アイランドヤード前での宣伝行動

同時に周辺で待機をしている海コントレーラーを対象にディスプレイ付きのピラを手渡

いこの時を！全港灣青年部」に決定し、松本委員長による団結カンパニーで散会しました。

私自身全国青対は何回も参加していますが地方、支部同様、青年部も世代交代が進んでいるように見えました。また、中執の方々の話も面白い刺激になり、分散会、懇親会を通じて、全国の青年部とのつながりの大切さを再認識させられた3日間でした。

執行委員 坪井 雄志

その後、神戸事務所現場所を移し、総括会議を行うい、今後も引き続き、年2回を基本にこの行動を行っていくことを確認し、終了しました。

執行委員 中嶋 淳允

# 非正規賃金格差最高裁初判断

## 不合理な格差に2件の最高裁判例

正社員と非正規の賃金格差が労働契約法20条の「不合理な格差」にあたるかが争われた2件の最高裁判決が、6月1日に言い渡された。

特にドライバー職の組合員には自身の職場の賃金体系に照らし合わせてみて、是非にも意見を伺いたいと思っている。

### 労働契約法20条

最高裁は初めて労働契約法20条の運用の判断を示すことで、各地で争っている同様の訴訟の基準を作るとともに、「同一労働・同一賃金」を目指す政府や企業労使の賃金制度にも影響を与える可能性があり、判決内容を考察し、解説してみる。

そもそも労働契約法20条は、正規・非正規間の不合理な労働条件を禁止しており、不合理の判断は、職務内容・通勤・昇進など配置の変更範囲、その他の事情の3

### ハマキョウ レックス事件

点を考慮すると規定している。これが判決の最大のポイントと言っよう。

まずは、2件の判決の内、ハマキョウレックス事件から検証してみたい。

正社員のみ支給されている住宅・皆勤・無事故・特殊作業・給食・通勤の6種手当のうち住宅以外の5種手当を不合理と判断し

### 長澤運輸事件

た。住宅手当について、正社員は、契約社員には無いの可能性があり、転居を伴う配転が予定されている為、契約社員と比較して住宅に要する費用が多額となり得ることが不合理に当たらないとした。

（通勤に要する交通費を補填する趣旨で支給）手当についても食事をする事、通勤に要する費用に差異が生じないし、の事情も無いので、不合理に当たるとした。

対照的に、皆勤（皆勤を奨励する趣旨で支給）・無事故（優良ドライバーの育成や安全輸送による顧客信頼の獲得を目的に支給）・特殊作業（特定の作業を行った対価として支給）手当については、契約社員と正社員の職務内容に差異（違い）は生じないし、の事情も無いこと、給食（勤務時間中に従業員の食事に係る補助として支給）・通勤

もつ一方の長澤運輸事件を検証してみたい。仕事の内容が一切変わらぬのに定年後の再雇用制度で賃金が下がる格差の是正を求めた地裁判決は、労働者の訴えを認め、高裁控訴審では逆転敗訴する経過をたどった上告審である。

最高裁は、定年後の再雇用（延長）した嘱託社員を補填する趣旨で支給）手当についても食事をする事、通勤に要する費用に差異が生じないし、の事情も無いので、不合理に当たるとした。

### 労働契約法の不備

ここからは、私的な意見としておきたい。

労働契約法のルーツは、労働基準法にあり、根幹をなす基本的な部分を労基法から独立させ、労働契約法となつているのだが、そこには労働者にとって落とし穴がある。

労基法は、厚生労働省が所管する法律で、所轄の労基署に是正申告すれば、何らかの答えが返ってくる。しかし労働法は、所管する行政がない。したがって、労働法の運用方法の齟齬は即、裁判所で争うしか無く長期化し、労働者にとって弁護士費用などかなりハードルの高いたたかいはならざるを得ないのが実態である。

# 主張

## 悪法ごり押しのための国会会期延長は暴挙の延長

最新のマスメディアの世論調査では、「働き方」法案を今国会で成立させるべきと「思わない」58%（読売）、カジノ実施法案についても成立の「必要はない」という声が多数を占めています。悪法ごり押しのための会期延長は、民意に真つ向から逆らつたものです。安倍首相は会期延長に際し、「働き方」法案につ

い「73%（朝日）、「成立反対」61.5%（産経）」と、両法案には国民多数が反対です。審議の中で深刻な欠陥と矛盾が噴出して、破綻した法案です。

「働き方」法案は、歯止めをなくし、残業代せ口制度」についても労働者の「ニーズ調査」がでたらめだったことなどが明らかになり、政府も答弁不能に陥っているのが実態です。

ともな説明ができなくなっています。会期内に成立しない法案は廃案にするのが、会期制の大原則です。与党の都合で勝手に会期延長を行うことは、議会制民主主義の乱暴な破壊に他なりません。

安倍晋三政権の暴挙を許さず、「働き方」法案もカジノ実施法案も廃案に追い込む世論と運動をさらに広げることが急がれます。

最後に、阪神支部としても判決内容を精査し、労働弁護団とも学習・意見交換しながら今後の運動方針に活路を生み出したいと考えている。

「働き方」法案は、歯止めをなくし、残業代せ口制度」についても労働者の「ニーズ調査」がでたらめだったことなどが明らかになり、政府も答弁不能に陥っているのが実態です。

「働き方」法案は、歯止めをなくし、残業代せ口制度」についても労働者の「ニーズ調査」がでたらめだったことなどが明らかになり、政府も答弁不能に陥っているのが実態です。

ともな説明ができなくなっています。会期内に成立しない法案は廃案にするのが、会期制の大原則です。与党の都合で勝手に会期延長を行うことは、議会制民主主義の乱暴な破壊に他なりません。

ともな説明ができなくなっています。会期内に成立しない法案は廃案にするのが、会期制の大原則です。与党の都合で勝手に会期延長を行うことは、議会制民主主義の乱暴な破壊に他なりません。

安倍政権による疑惑の幕引きと悪法強行を許さず、悪法の廃案、内閣総辞職に追い込むたたかいをさらに強めることが重要です。

また、住宅手当・家族手当の無支給の是正については、正社員には支給しているが嘱託社員に支給していない、が嘱託社員に支給されておらず、定年時に退職金を支払っていないこと、無年金期間には別途、調整給を支払っていること、年収が退職前の79%程度になるよう配慮されていることなどを考慮し、職務給や賞与などを支払わないことが不合理に当たらないと認定した。

「働き方」法案は、歯止めをなくし、残業代せ口制度」についても労働者の「ニーズ調査」がでたらめだったことなどが明らかになり、政府も答弁不能に陥っているのが実態です。

「働き方」法案は、歯止めをなくし、残業代せ口制度」についても労働者の「ニーズ調査」がでたらめだったことなどが明らかになり、政府も答弁不能に陥っているのが実態です。

ともな説明ができなくなっています。会期内に成立しない法案は廃案にするのが、会期制の大原則です。与党の都合で勝手に会期延長を行うことは、議会制民主主義の乱暴な破壊に他なりません。

ともな説明ができなくなっています。会期内に成立しない法案は廃案にするのが、会期制の大原則です。与党の都合で勝手に会期延長を行うことは、議会制民主主義の乱暴な破壊に他なりません。

安倍政権による疑惑の幕引きと悪法強行を許さず、悪法の廃案、内閣総辞職に追い込むたたかいをさらに強めることが重要です。

最後に、阪神支部としても判決内容を精査し、労働弁護団とも学習・意見交換しながら今後の運動方針に活路を生み出したいと考えている。

「働き方」法案は、歯止めをなくし、残業代せ口制度」についても労働者の「ニーズ調査」がでたらめだったことなどが明らかになり、政府も答弁不能に陥っているのが実態です。

「働き方」法案は、歯止めをなくし、残業代せ口制度」についても労働者の「ニーズ調査」がでたらめだったことなどが明らかになり、政府も答弁不能に陥っているのが実態です。

ともな説明ができなくなっています。会期内に成立しない法案は廃案にするのが、会期制の大原則です。与党の都合で勝手に会期延長を行うことは、議会制民主主義の乱暴な破壊に他なりません。

ともな説明ができなくなっています。会期内に成立しない法案は廃案にするのが、会期制の大原則です。与党の都合で勝手に会期延長を行うことは、議会制民主主義の乱暴な破壊に他なりません。

安倍政権による疑惑の幕引きと悪法強行を許さず、悪法の廃案、内閣総辞職に追い込むたたかいをさらに強めることが重要です。

最後に、阪神支部としても判決内容を精査し、労働弁護団とも学習・意見交換しながら今後の運動方針に活路を生み出したいと考えている。

